



令和8年度 入札・契約の対応方針
(業務)

令和8年4月
中国地方整備局
港湾空港部

目次

- ◆ プロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価方法の改善に向けた取組み
 企業の技術提案力の評価【中国独自】 P 2
 若手優秀技術者表彰を評価する取組 P 3
 賃上げを実施する企業への加点措置 P 4

- ◆ 競争参加資格確認資料の作成にあたっての留意事項 P 5
- ◆ (参考) その他の主な取組み P 6

企業の技術提案力の評価【中国独自】

継続

◇経緯

・プロポーザル方式において一層の競争性を確保するため、前年度にプロポーザルに参加し、特定に至らなかった業者に対してインセンティブとして加点を行うもの。平成25年10月に導入。

◇評価方法

・前年度に技術提案書を提出したものの、特定に至らなかった技術提案の技術点の得点率（上位から最大3件の合計）をもとに、プロポーザル方式の特定段階の評価において最大5点の加点を行う。

■実施状況

評価項目				発注件数 ①	参加業者数 ②	1業務当たり 参加業者数 ②/①	加点業者数 ④ (④/②)	うち特定業者数 ⑤ (⑤/②)	
企業の実績	専門技術力	業務執行技術力	過去の技術提案に関する評価実績 [中国地方整備局発注業務 (港湾空港関係)]						
				3年度	25件	56社	2.2社/業務	33社(58.9%)	11社(19.6%)
				4年度	19件	34社	1.8社/業務	7社(20.6%)	3社(8.8%)
				5年度	18件	33社	1.8社/業務	15社(45.5%)	4社(12.1%)
				6年度	17件	22社	1.3社/業務	12社(54.5%)	8社(36.3%)
				7年度	19件	31社	1.6社/業務	6社(19.4%)	2社(6.5%)

* 令和7年度は令和7年12月末までに契約した業務を対象



若手優秀技術者表彰を評価する取組（業務）

見直し

◇経緯

- 生活を支えるインフラの整備や維持管理、災害時の応急復旧対応など、地域の安全・安心を担う建設業界の「次世代の担い手の確保」に貢献する施策の一つとして、令和8年度から『若手優秀技術者表彰』を創設し、業務で優良な成績に貢献した若手技術者を表彰することで、若手技術者のやり甲斐や達成感を創出する。
- 令和8年8月1日より公告・公示する業務について、「若手優秀技術者表彰」による加算点を行う。

◇制度概要

- 令和8年度から表彰開始（令和7年度に完成した業務が対象）
- 対象者は以下のとおりとし、成績が優良であった業務より選出
 - 履行期間開始日において40歳以下の管理技術者等（主任技術者、現場代理人含む）
 - ただし、過去に当該表彰を受賞した技術者、及び、過去又は同年度に優秀技術者表彰（局長表彰・事務所長）を受賞した技術者は対象とならない。
- 局長表彰として表彰し、受賞した技術者は総合評価において加点評価を行う。
- 表彰式は、他の優良業務履行団体表彰、優秀建設技術者表彰（業務）と同日に行う予定。

評価項目			簡易公募型プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型）				総合評価落札方式（簡易型）				
			地域貢献度あり		地域貢献度なし		地域貢献度あり		地域貢献度なし		
			（現行）	（見直し）	（現行）	（見直し）	（現行）	（見直し）	（現行）	（見直し）	
専門技術力	業務執行技術力	中国地方整備局（港湾空港関係）より、〔建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務〕において優秀技術者（業務）、若手優秀技術者又は優良業務の表彰あるいは中国インフラDX表彰を受けた経験がある者を右記の順位で評価する。ただし、管理技術者又は担当技術者として従事した業務のみを対象とする。 [過去3年間]	局長表彰あり	4	4	5	5	8	8	10	10
		部長・事務所長表彰あり	2	2	3	3	4	4	6	6	
		若手優秀技術者表彰あり	-	1	-	1	-	2	-	3	
		表彰なし	0	0	0	0	0	0	0	0	



賃上げを実施する企業への加点措置（業務）

見直し

◇経緯

- 令和3年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げを表明した企業に対して加点を行う。
- 令和8年4月1日より公告・公示する業務について、賃上げによる加算点を見直す。

◇見直し内容

- 配点を、「技術点の**5%以上**の整数」から、「技術点の**3%以上**の整数」に見直し。

総合評価のタイプ別の標準配点（～令和7年度まで）

※評価基準 大企業：一人当たりの平均受給額を**3%以上**増加することを表明
中小企業：給与支給額又は一人当たりの平均受給額を**1.5%以上**増加することを表明

評価項目	標準型 (1:3)	標準型 (1:2)		簡易型 (1:1)	
	通常型	通常型	チャレンジ型	通常型	チャレンジ型
技術者の経験及び能力	49点	49点	20点	108点	55点
企業の地域貢献等	1点	1点	1点	2点	2点
小計	50点	50点	21点	110点	57点
実施方針	50点	50点	50点	110点	110点
技術提案	120点	120点	120点	—	—
小計	170点	170点	170点	110点	110点
賃上げ表明	12点	12点	11点	12点	9点
ワーク・ライフ・バランス	1点	1点	1点	1点	1点
合計	233点	233点	203点	233点	177点

総合評価のタイプ別の標準配点（令和8年度～）

評価項目	標準型 (1:3)	標準型 (1:2)		簡易型 (1:1)	
	通常型	通常型	チャレンジ型	通常型	チャレンジ型
技術者の経験及び能力	49点	49点	20点	108点	55点
企業の地域貢献等	1点	1点	1点	2点	2点
小計	50点	50点	21点	110点	57点
実施方針	50点	50点	50点	110点	110点
技術提案	120点	120点	120点	—	—
小計	170点	170点	170点	110点	110点
賃上げ表明	7点	7点	6点	7点	6点
ワーク・ライフ・バランス	1点	1点	1点	1点	1点
合計	228点	228点	198点	228点	174点



■ 全般

- ①申請書の提出様式の不足等により加点しない場合や欠格とする場合があるため、申請書の提出にあたっては、申請書の様式や添付資料及び記載内容について確認の上、提出すること

■ 賃上げを実施する企業への加点措置

- ①表明書の不備により加点しない場合があるため、表明書の作成にあたり国土交通省HPのQ & Aをよく確認すること

国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

不備の例

- ・評価対象外となる賃上げ表明期間
- ・給与又は経理担当者の捺印（又はサイン）漏れ
- ・中小企業の場合に必要な別表1の添付漏れ

- ②国税庁が令和7年1月より申告書等の控えの収受日付印の押捺を廃止しているが、中小企業においては引き続き別表1を添付すること

■ 災害協定締結による加点（地域貢献度）

- ①災害協定は、中国地方整備局（港湾空港関係）との災害時の応急対策業務に関する協定を対象とし、加盟する団体との協定も有効とする
- ②競争参加者が加盟する団体との協定の場合は、当該団体に加盟していることが分かる名簿等の写しを添付すること

○ **第三者照査の導入** 【平成21年度～】

・調査基準価格を下回る価格で契約を行う場合は、業務の品質確保を図ることを目的として第三者照査の実施を義務付ける。

○ **履行確実性評価の導入** 【平成24年度～】

・総合評価落札方式において実施する予定価格100万円を超える業務について、技術提案評価項目に「履行確実性」を加えて評価を行う。

○ **設計共同体の参入** 【総合評価落札方式：平成23年度～、プロポーザル方式：平成24年度～】

・業務の内容が高度化・複雑化し、技術力を結集して業務実施する範囲が広がっていることから、設計共同体の参加を認める。

○ **通常指名競争入札方式の原則廃止** 【平成26年度～】

・さらなる競争性の確保のため、通常指名競争方式を原則採用しないこととする。

○ **産休育休を取得しやすい環境整備** 【平成28年度～】

・産休育休を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上及び継続就業支援を目的とし、産休育休に相当する期間を、評価対象期間に加えることが可能とする。

○ **競争入札方式の「一般競争入札方式」への移行【中国独自】** 【平成29年度～】

・全ての総合評価落札方式の業務について、原則「簡易公募型指名競争入札」から「一般競争」に移行。

○ **業務実績を証明する書類の簡素化** 【令和元年度～】

・業務実績情報システム（TECRIS）登録データによって、業務実績の確認に必要な全ての事項が確認できる場合、競争参加確認申請時等に業務実績を証明する書類の提出は不要とする。

○ **WLB等推進企業の評価** 【令和元年度～】

・建設コンサルタント業界全体でワークライフバランス（WLB）を推進するため、プロポーザル方式の選定段階での評価を対象に、WLBを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。また、令和4年度より新たな認定制度である「トライくるみん」を加点評価の対象に追加とする。

○選定段階省略型プロポーザル方式の試行【中国独自】 【令和元年度～】

- ・参加表明書と技術提案書の同時提出とすることで「技術提案書提出者の選定段階」を省略することにより、業務の適性な履行期間の確保を図るとともに、手続日数の短縮（▲10～20日）、事務手続きの簡素化を図る「選定段階省略型プロポーザル方式」を試行的に導入。

○閲覧資料のデジタルデータによる提供 【令和2年度～】

- ・全ての業務について、印刷物による閲覧に加え、デジタル情報による閲覧資料の提示を行う。

○総合評価落札方式（簡易型）の配点の見直し【中国独自】 【令和2年度～】

- ・全ての総合評価落札方式（簡易型）について、入札段階における「配置予定管理技術者の経験及び能力」の2つの評価項目（①資格・実績等、②成績・表彰）の配点バランス（18:32）を、「25:25」とする。

○業務成績の算定対象に国総研を追加【中国独自】 【令和2年度～】

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の算定対象に、国土技術政策総合研究所（港湾空港関係）発注業務を追加。

○業務成績の算定対象に国総研を追加【中国独自】 【令和2年度～】

- ・平均請負業務成績評定点のより公平な評価を行うため、プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の算定対象に、国土技術政策総合研究所（港湾空港関係）発注業務を追加。

○WEBヒアリングの原則化【中国独自】 【令和3年度～】

- ・技術提案書提出者にとって、ヒアリングのための移動は時間的・費用的に負担となっていること、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としても有益であることから、働き方改革の推進の一環として、WEB会議システムを利用したオンラインでのヒアリングを原則実施。

○専門的な資格の評価の見直し【中国独自】 【令和4年度～】

- ・資格要件として評価する技術者資格と専門的な資格について、これまでは評価対象の専門的な資格のみでの申請でも技術者資格と専門的な資格の両方で加算評価していたが、全国的な運用状況を踏まえ、同一資格のみでの申請については、専門的な資格の加算対象としないこととする。



○**技術提案等の採点方法の見直し【中国独自】** 【令和4年度～】

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術提案等の評価について、評価者3名の評価結果（素点）を平均（小数2位四捨五入で小数1位にまるめ）する方法とする。

○**価格競争方式における若手技術者の登用促進** 【令和4年度～】

- ・若手技術者（40歳未満）の育成支援を目的として、経験が乏しい若手技術者を予定管理技術者として配置する場合に、経験の豊富な技術者（管理補助技術者）を担当技術者として配置することにより技術の伝承を図るための取組みを導入。

○**業務成績の評価基準の見直し【中国独自】** 【令和5年度～】

- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式による全ての業務を対象として、平均請負業務成績評定点の評価基準を見直し、65点以上72点未満の加点を取りやめ、72点以上80点未満について評価基準を2点刻みに細分化する。

○**業務チャレンジ型の評価項目の見直し【中国独自】** 【令和5年度～】

- ・業務チャレンジ型を適用する案件において、過去の業務成績評定点及び表彰実績を評価項目から除外する。